

訪問・通所リハビリテーションの概要

7. 訪問リハビリテーションについて

定義

「訪問リハビリテーション」とは、利用者（要介護者等）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うもの。

必要となる人員・設備等

訪問リハビリテーションを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

医師	専任の常勤医師1以上（併設の介護老人保健施設病院、病院、診療所の常勤医との兼務可）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数置かなければならない

○ 設備基準

設備及び備品	指定訪問リハビリテーションに必要な設備及び備品等を備えているもの
--------	----------------------------------

訪問リハビリテーションの介護報酬

指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬のイメージ(1回あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

サービスの提供回数に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

1回(20分以上): 307単位

40分連続してサービスを提供した場合は、
2回として算定可能、1週に6回を限度



短期集中リハビリテーション加算

認定日又は退院(退所)日から

・1月以内 340単位

(1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上)

・1月超~3月以内 200単位

(1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上)

予防給付では

~3月以内 200単位

訪問介護連携加算

(3月に1回を限度: +300単位)

3年以上勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置 (+6単位)

中山間地域等でのサービス提供 (+5%)

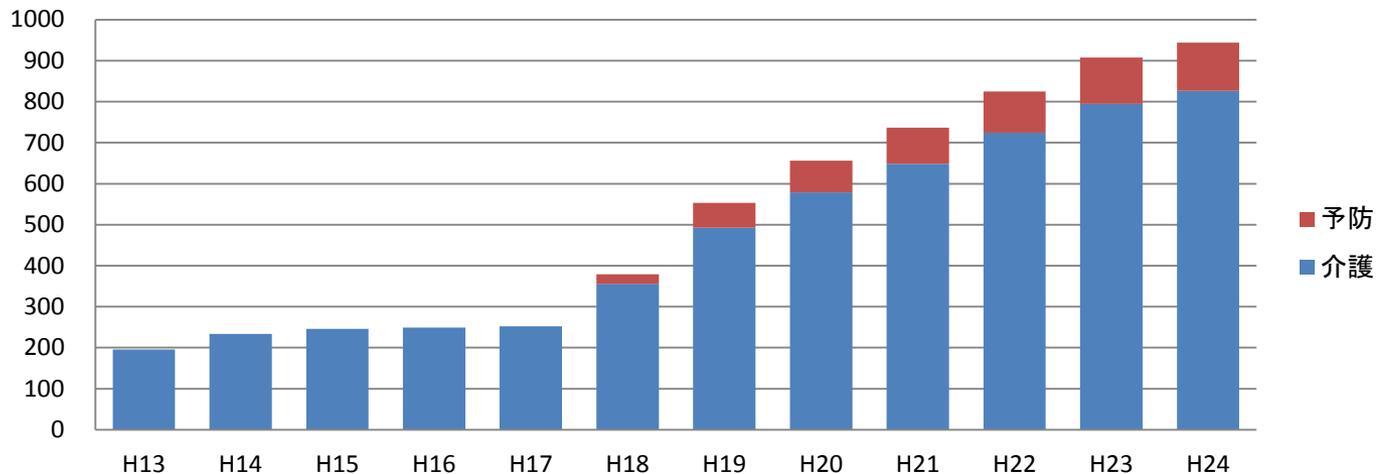
事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合(-10%)

訪問リハビリテーションの利用状況と課題

○ 訪問リハビリテーション（予防も含む）の受給者数、事業所数は増加傾向で推移。

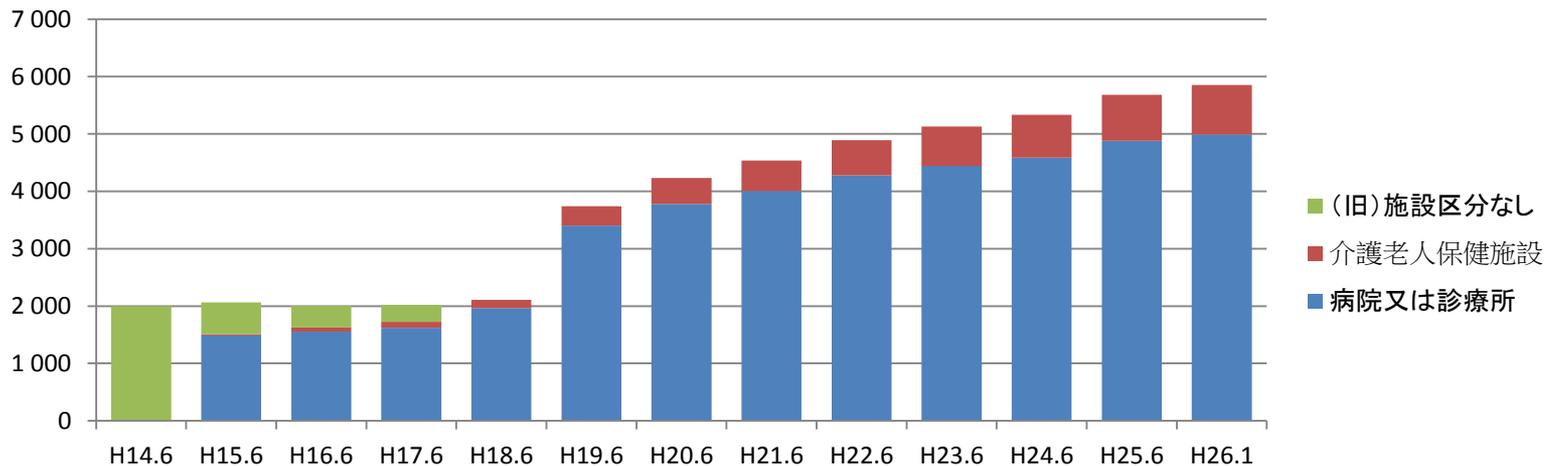
[千人]

年間累計受給者数



[事業所数]

請求事業所数



11. 通所リハビリテーションについて

定義

「通所リハビリテーション」とは、利用者（要介護者等）を介護老人保健施設病院、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うもの。

必要となる人員・設備等

通所リハビリテーションを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

医師	専任の常勤医師1以上（併設の介護老人保健施設病院、病院、診療所の常勤医との兼務可）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	単位ごとに利用者100人に一名以上※
従事者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員）	単位ごとに利用者10人に一名以上

※所要時間1～2時間では適切な研修を受けた看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ師で可

○ 設備基準

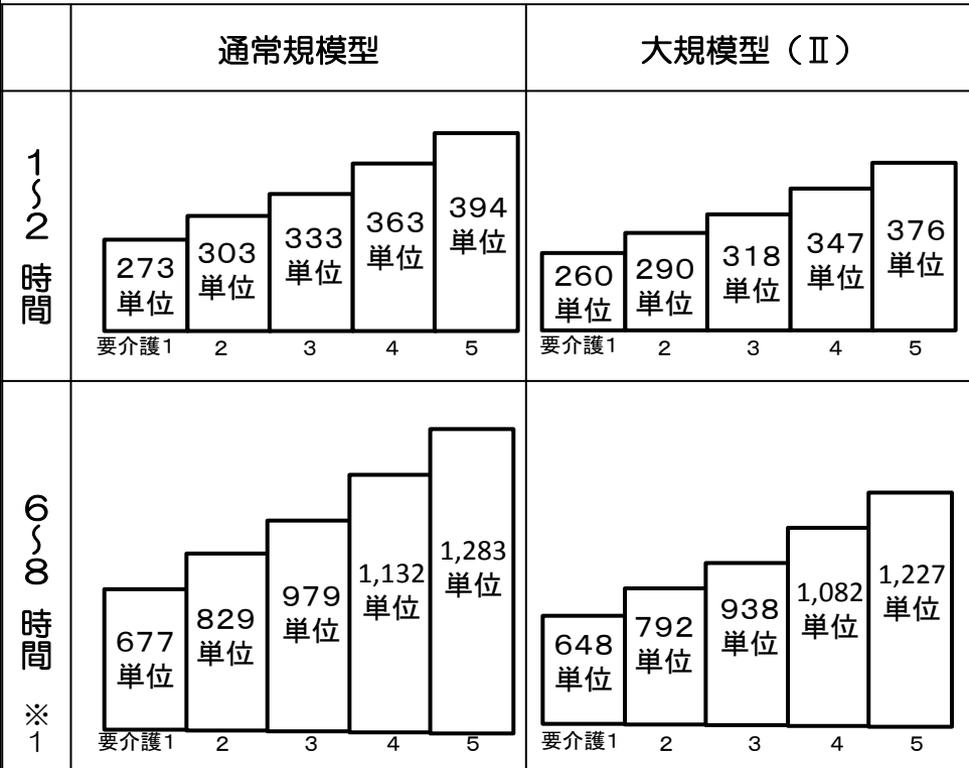
リハビリテーションを行う専用の部屋（食堂を加える）	指定通所リハビリテーションを行うに必要な専用の部屋（3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上）設備
---------------------------	---

通所リハビリテーションの介護報酬

指定通所リハビリテーションの介護報酬のイメージ（1回あたり）

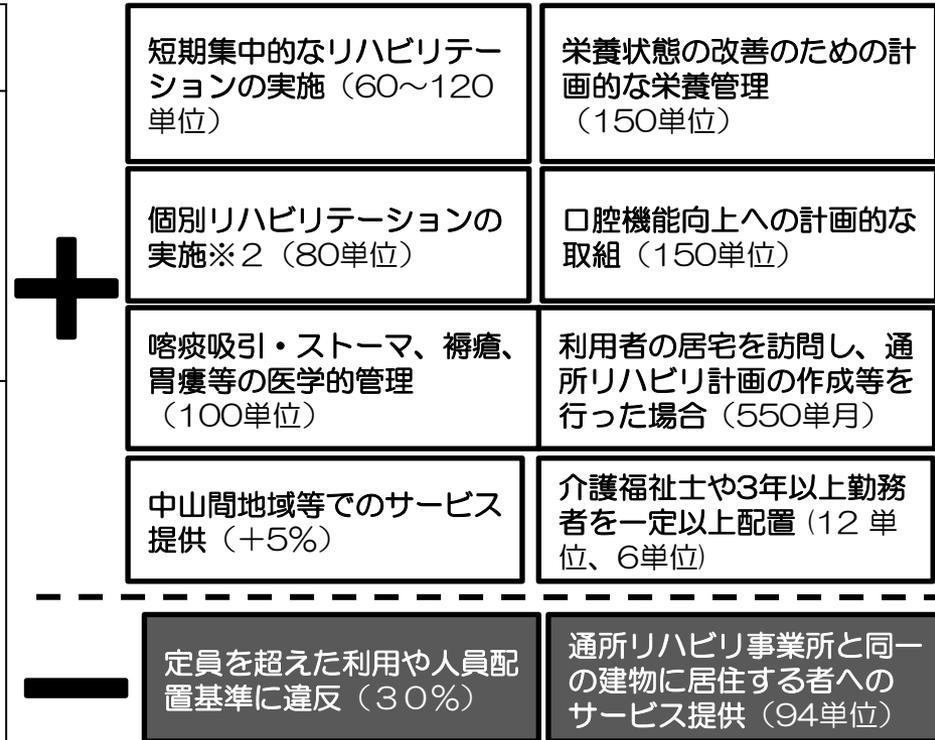
※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費



※1: その他、2～3時間、3～4時間、4～6時間のサービス提供時間がある。

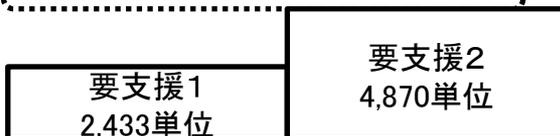
利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算



※2: 1～2時間のサービスについては複数回算定可

指定介護予防リハビリテーションの介護報酬のイメージ（1月あたり）

要支援度に応じた基本サービス費



- ・運動機能の向上（225単位）
- ・栄養状態の改善（150単位）
- ・口腔機能の向上（150単位）
- ・2種類（480単位）
- ・3種類（700単位）

事業所評価加算（120単位/月）

通所リハビリテーションと通所介護の利用状況

○ 通所リハビリテーション（予防を含む）の受給者数、事業所数は増加傾向で推移。

